

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年9月25日認可した。

令和2年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井頭地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白川原大池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田辺地区